

日立市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日立市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月1日提出

日立市長 小川春樹

(提案説明)

個人番号カード及び端末機を使用して証明書等の交付を受けた場合の手数料の額を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市手数料条例の一部を改正する条例

日立市手数料条例（昭和46年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表1 証明、謄本・抄本の交付及び閲覧関係の表第1項を次のように改める。

<p>1 住民票の写し又は除票の写し交付手数料</p>	<p>1 通</p>	<p style="text-align: right;">200</p> <p>ただし、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）及び端末機（本市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。）を利用して交付を受ける場合は、1通につき150円とする。</p>
-----------------------------	------------	---

別表1 証明、謄本・抄本の交付及び閲覧関係の表第5項を次のように改める。

5 戸籍の謄本若しくは抄本又は全部事項証明書、個人事項証明書若しくは一部事項証明書の交付手数料	1 通	4 5 0 ただし、個人番号カード及び端末機を利用して交付を受ける場合は、1 通につき 3 5 0 円とする。
---	-----	--

別表 1 証明、謄本・抄本の交付及び閲覧関係の表第 1 2 項を次のように改める。

1 2 印鑑登録証明書交付手数料	1 通	2 0 0 ただし、個人番号カード及び端末機を利用して交付を受ける場合は、1 通につき 1 5 0 円とする。
------------------	-----	--

別表 1 証明、謄本・抄本の交付及び閲覧関係の表第 1 6 項及び第 1 7 項を次のように改める。

1 6 納税証明書交付手数料	1 件	3 0 0 ただし、個人番号カード及び端末機を利用して交付を受ける場合は、1 件につき 2 5 0 円とする。
1 7 市県民税課税証明書交付手数料	1 件	3 0 0 ただし、個人番号カード及び端末機を利用して交付を受ける場合は、1 件につき

250円とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

参 考

改 正 要 旨

- 1 個人番号カード及び端末機を使用して証明書等の交付を受けた場合の手数料の額について、次のとおり引き下げることとした。

区 分	改正前	改正後
住民票の写し	200円	150円
戸籍全部（個人）事項証明書	450円	350円
印鑑登録証明書	200円	150円
納税証明書・課税証明書	300円	250円